

東電刑事裁判無罪判決「7つの誤り」

図書館で岩波書店『科学』をチェックするようにしている。11月号特集は「原発事故への視角」であり、東電刑事裁判被害者代理人の海渡雄一弁護士が標題について書いている。抜粋して紹介する。



9月19日、私たちは、東京地裁刑事4部(永渕健一裁判長)が大法廷で、勝俣氏、武黒氏、武藤氏の3名の被告人に対して無罪判決を言い渡すのを聞きました。事件はとても単純です。東京電力(東電)の土木グループは政府の見解にもとづいて津波対策を講ずるべきことを、役員に進言しました。しかし、役員は最終的に工事のコストと地元から運転停止を求められることを恐れて対策を先送りにしました。そして、津波計算の結果を、国や県、専門家にも知らせず、国や、自治体、専門家、他会社に対して、疑問の声が広がらないように根回し工作を展開しました。東北地方太平洋沖地震が発生し、予測していたのとほぼ同等の津波が福島原発に襲来しました。部下が進言していた対策を講じていれば、事故の発生は食い止められたと考えられます。このような経過の下で、役員たちの過失責任を問えるかが、この裁判の焦点でした。

私は、この判決には次の7点の誤りがあると考えます。

- (1) 深刻な被害に向き合わなかった誤り
- (2) 原発に求められるべき安全性のレベルを切り下げた誤り
- (3) 停止以外の結果回避措置を検討しなかった誤り
- (4) 御前会議で長期評価にもとづく津波対策を講ずる方針が了承された事実を否定した誤り
- (5) 長期評価の信頼性はないとした誤り
- (6) 推本津波のデータを社外には隠しながら、土木学会に問題を先送りし、国や自治体などを欺くための政治工作を追認した誤り
- (7) 福島県民を敵視し、不都合な証拠には目をつむり、不公正な事実認定をした誤り

思い返せば、この裁判は始まりから異常でした。傍聴のために福島から駆け付けている市民をまるで暴徒でもあるかのように、所持品をすべて取り上げ、傍聴席と法廷の境界に屈強な衛視を何人も立たせて、延内を威圧しました。指定弁護士が強く求めた原発現地の現地検証も一切実施しませんでした。民事損害賠償事件では検証を実施したところもあります。

裁判官が証拠を公正に検証すれば、有罪の結論しかなかったはずですが。裁判所は、争点をすり替え、自分に都合の悪い証拠は無視し、都合の良い証拠だけをかき集めて事実を認定し、原発に求められる安全性のレベルを切り下げました。私はこの不公正極まりない判決を絶対に認めることはできません。

(2019年11月16日)